

# 東京大学史料編纂所所蔵「永仁六年春日社造替条々注進」 （『春日社旧記』のうち巻九）

藤原重雄  
三輪仁美

## 【解題】

架蔵番号…貴三八・九。卷子一軸。前欠。本紙二六紙。楮紙。紙背文書はない。修補され後補の木軸が付く。本紙法量、縦二八・一（第一五紙以下は若干大きく二八・九）×横全長一一二七・三センチメートル。各紙横幅①二九・八、②四二・三、③四二・五、④四二・三、⑤四二・三、⑥四二・五、⑦四二・五、⑧四二・七、⑨四二・六、⑩四二・三、⑪四二・六、⑫四二・七、⑬四二・七、⑭四二・五、⑮四二・七、⑯四・〇、⑰四八・七、⑱四九・〇、⑲四八・九、⑳三八・〇、㉑四八・四、㉒四八・八、㉓四八・七、㉔四八・八、㉕四九・〇、㉖二五・〇。

春日若宮神主千鳥家に伝来したものと思しい文書・記録類を集めた『春日社旧記』の一点。春日社の式年造替（おおむね二十年程度の間隔）にあたり、永仁六年（一一九八）三月に、春日社の執行正預中臣延秀と神主大中臣経茂とが連署して注進した、造替のために今後必要となる諸品目等の書き上げ。原本は氏長者・寺家（通常社家は寺家を介して京都とやりとりする）に提出されたと思われる、料紙・書風からほぼ同時期にあたる鎌倉後期の案文であろう。永仁度の造替は、永仁六年二月九日に事始、同十日に下遷宮、同年十二月三十日に正遷宮している（『古今最

要抄』六「当社御造替事始并造国司事」など）。この次の遷宮は元応二年（一一三〇）のことである。

前欠だが、上棟時の大宮方で大工へ与える禄の書き上げの途中から始まり、若宮方の分など、用意すべき禄の内容が続く。次いで「正遷宮以前可有御沙汰事」として、神宝および本殿の荘厳にかかわる諸具や遷宮儀式に用いる装束等がある（ただし「正遷宮雑事等事」の項目名を脱写しているようである）。さらに「可被新造小社事」で、新たに造り替えるべき境内の小社（基本的に全て）を列挙する。その次に、「楼門并参ヶ廊・登廊」は修理を加えて葺き改め、その雑具・金物も修理して、舗設は新調すべしとして、大宮の三ヶ廊（一切経廊・唯識講廊・長講廊）と若宮経所（拜殿）の舗設の詳細がある。次いで、大宮・若宮の内院（瑞垣内）の雑具、御供所の備品を書き上げる。ここで余白を設けて項目が大きくなり、[「正遷宮以後可有御沙汰中社等事」として、水屋社・榎本社・紀伊社・祓戸社・三十八所社それぞれの仮殿・下遷宮雑事・上棟祿物・正遷宮雑事が詳しく記される。そして修理・新造すべき付属殿舎の目録があり、若宮の笠拜殿（神楽殿）・手水屋について備品を細かく記す。

本史料中で「弘安二（八）」と注記する箇所が見られるが、永仁度の

前の造替にあたる弘安十年（一二八七）度で、千鳥家蔵「弘安十年造替記」（東京大学史料編纂所架蔵謄写本「千鳥氏旧記」一〔3012252〕のうち。以下複本は同架蔵のもの）の冒頭部分が本史料と類似する史料である（六月八日下遷宮、十二月二十一日正遷宮）。弘安十年六月日の中臣祐家・大中臣泰長の両惣官による注進状で、末尾識語に「此注文弁殿（藤原雅藤）下向之次（六月十二日進之云々）若宮神主祐春直注進之了」とある。これも前欠で、かつ錯簡・中間欠もしくは謄写漏れの可能性もあるが、おおよそ本史料の「正遷宮以前可有御沙汰事／神宝事」（弘安度では「可為官御沙汰事」）以下の項目を含んでいる。比較すると、神宝のように全く同一で踏襲されるどころ（『中臣祐定記』嘉禎二年六月二十七日条など）がある一方、造替の必要ある実態に沿って細かく書き上げられてもいる。本史料は、廊など附属殿舎の備品について詳細で、少なくとも鎌倉時代では他に所見がなさそうな建物に関しても含まれ、その全体像を把握する素材となる。

弘安度の造替は弘安九年より始まり、同十年正月から年末にかけての一年間については若宮神主千鳥祐春の神事日記が翻刻され参照しやすく、その別記「造替日記」（五月一日条）の清書本とみられるのが、千鳥家所蔵『春日社造替記』（影写本〔3012121〕）である。この別記六月二十九日条では、檜皮葺工・壁工への酒肴が訴訟により下行されたことなどを記し、本史料での弘安の例と内容的に対応し、欠損部を補うこともできる。弘安度については、他に主だったところでも、春日大社所蔵『春日社御造替之記』（書二七、影写本〔301250〕・写真帳〔6170654777〕）、辰市家蔵『春日若宮遷宮仮殿料理以下雑事之記』（謄写本〔2012198〕）、「弘安年中御造替古物支配之記」（『辰市家旧記』一〔2012242〕のうや）、石川武美記念図書館（旧お茶の水図書館）成篁堂文庫蔵大乘院文書『春日社弘安御造替記』（レクテグラフ〔68002005〕）、國學院大學図書館蔵

『弘安造替記』・「弘安十年遷宮之記」個人蔵「春日御社御造替事（断簡貼交屏風）」（奈良国立博物館編「おん祭と春日信仰の美術」二〇一四年、230）など、相対的に史料が多く残存する。なお、奈良文化財研究所・奈良市教育委員会編『大宮家文書調査報告書』（二〇一四年）に収録分の大宮家文書に弘安・永仁度の造替記はないようだが、遷宮・造替に関わる史料は多数含まれている。また内容面では、弘安九年十二月の注進状（『春日大社文書』六・一一二六号）や応永三十四年・文安四年の千鳥家蔵『春日社造替記』（影写本〔301215〕）に写された注進状と重要な要素があり、翻刻の参考とした。

本史料と類似の文書としては、先ごろ春日大社の所蔵となった「大東家文書」所収の前欠文書に、廊の備品のうち、「西御廊」から「若宮経所」が同文の注進状（『春日神社文書』参・大東家文書一〇七「社司替物注進状」至徳三年（二三八六）二月日）、『春日大社文書』六・大東家文書一〇七「三惣官下遷宮雑事等注進状写」がある。この写しが『春日大社文書』六・一一二七号で、これも前欠ながら、本史料の前半部分と同一の要素も多い。造替にあたり先例を踏襲し、遂行すべき事柄を詳細に書き上げて実施を図るとともに、細部にわたる注記には実現を予祝する性格も感じられ、吉書とも通じるところがあるう。

翻刻にあたっては、おおむね通行の字体を用いたが、いくらか元の文字を残し、原本の行替わりを踏襲しつつ一部追い込んだ箇所があり、そこには／を標示した。その他、通例に従う。本所データベースではマイクロフィルムによる画像を公開しており、併せて参照されたい。本稿の分担関係は、初めに三輪が翻刻を入力し、藤原が校正して解題を付した。

（注）増補続史料大成『春日社記録』三。なお永島福太郎氏の解題に「祐春記」「永仁六年下」が存する旨記されているが内容を確認していない。蛇足

ながら、弘安十年十月十一日条末尾の脱落紙（二〇六頁）は、史料編纂所蔵『春日社旧記』卷七（十四号）に一紙が含まれており、項目に付された通番からみて、もう一紙を逸失しているようである。左に翻刻を掲げる。紙背文書あり。右端に「五十二」と丁付あり。

云前代云当時、不遁所当重科者歟、而中村庄民等無左  
（和泉国）  
 右奉穢御神木之条、太以不当也、所詮相催九ヶ所神人、  
 可行彼庄民等於清祓之状、依衆徒僉議、下知如件、  
 故下、

弘安十年十月十一日

執行正預中臣連（祐家）在判

權預中臣連（延秀）同

權預中臣連（祐秀）同

權預中臣連（祐秀）同

神宮預中臣連（祐親）同

權預中臣連（能道）同

次預中臣連（祐貞）同

權預中臣連（能春）同

（二）行分程空行

若宮神主中臣連（祐卷）

十三日、中村への神人（三人内若宮一人清国） 出立、ヒルノ物（二）升下行、一日斗云々、

庄家（ニ）テノ 食事ハ九ヶ所神人可致沙汰云々、仍若宮

同可為其内、

同日、大社分師子・狛犬為採色取出、仍彼師子・狛犬等為置

備殿（東一間）のカコヒノ内南面一間（在切懸戸一枚）、者祐春拝領□

西面一間（戸無之）、大社両惣官取之歟、

【翻刻】「春日社旧記九」（一七）（後補表紙貼紙外題）

（前欠、上棟大宮方大工祿物）〇「春日大社文書」（二六号参看）

看式合

檜皮葺

大工

馬

壺疋

引頭

白布拾端（長同シ）

絹壺疋

同料米伍斗

肆人

絹式疋（各肆丈）

同料米壺石式斗

連中

白布拾端（長同シ）

已上各可相分之、

酒肴無之、弘安如此雖注進、依歎申、代錢壺貫文被下行之、

壁

大工

馬

壺疋

引頭

布伍端（長同シ）

單衣壺領

同料米式斗

連中

看式合

綾被物壺領

饗料米壺石

白布伍端（長同シ）

同料米伍斗

肆人

絹式疋（各肆丈）

同料米壺石式斗

連中

白布拾端（長同シ）

已上各可相分之、

酒肴無之、弘安如此雖注進、依歎申、代錢壺貫文被下行之、

壁

大工

馬

壺疋

引頭

布伍端（長同シ）

單衣壺領

同料米式斗

連中

白布參端（長同シ）

饗料米伍斗

同料米壺石

肆人

絹式疋（各肆丈）

同料米壺石式斗

連中

【第一紙】

白布拾端長同シ 同料米壺石

已上各可相分之、

器物各斗宣旨斗定、

酒看無之、弘安二如此雖注進、依歎申、代錢一貫文被下行之云々、

神人中酒肴壺具

大瓶壺

兩方常住神殿守中酒肴事、雖無所見、弘安二代錢一貫

被下行之、又鍛冶并木津問丸依申子細、錢五百文充

給之云々、

若宮御方祿物事

大工

鞍置馬壺疋畝、

被物式重

饗料米の壺石

引頭

馬壺疋

同料米伍斗

長式人

単衣式領

已上各可相分之、

連中

白布拾伍端長各四丈

已上各可相分之、

酒肴壺具如大社、

檜皮葺

大工

(第二紙)

馬壺疋 被物壺領

白布伍端長同シ 饗料米伍斗

引頭

絹壺疋 白布參端長同シ、

同料米參斗

長式人

絹捌丈 白布肆端長同シ、

同料米肆斗

已上各可相分之、

連中

白布伍端長同シ、 同料米伍斗

已上各可相分之、

酒肴無之、弘安二依歎申、代錢一貫文如大社被下行之云々、

壁

大工

馬壺疋 平絹被物壺領

白布伍端長同シ、 饗料米伍斗

引頭

単衣壺領 白布參端長同シ、

同料米式斗

連中

白布拾端長同シ、 同料米壺石

已上各可相分之、

器物各長合定云々、

酒肴無之、弘安二依歎申、代錢一貫文被下行之云々、

兩方神人中酒肴弘安二雖漏注文、造国司各別之故、欲被下行云々、又鍛冶依申子細、四丈白布／壺端給之云々、

(第四紙)

(第三紙)

拝屋上棟祿物事

大工

被物一重御殿同時之間、弘安、被通用畢、

大社鳥居上棟祿物事

大工

白衣沓領御殿同時之間、

連拾參人中

白布式拾陸端同通用了、

已上各可相分之、

若宮鳥居上棟同シ、

一、正遷宮以前可有御沙汰事

神宝事大社御分、

唐篋ツシケ器具方捌寸五分、高陸寸、

蒔絵平文、式重懸子在小篋沓合、各白鐵置口、赤地錦折立

并薄蒔平文臺沓脚、金銅沓形折金物等、

鏡臺沓基軸高式尺伍寸、徑沓尺、八花形、

薄蒔平文、金銅金物、上居水精玉沓果、在小葵

文織物入帷沓条、繡緒○沓具、御鏡宮沓合、

薄蒔平文、白鐵○以下二行、細字ナルベシ、

置口、

御衣笠肆流各方參尺、在懸緒緋組肆筋、長各沓丈肆尺、

各面紫小葵文織物、居玉筒式拾肆果、裏蘇芳打絹

泥繪骨□□黑漆平文、金銅金物、四角蕨形、同筋伏輪・檐伏輪、

赤地唐錦帽額、裏蘇芳打絹、葱花、柏形鉤、四角玉、上卷

瑠璃露等、

胡床子肆脚長各式尺沓寸、高各尺漆寸、

黑塗平文、金銅木尻、以緋組貫之、赤地錦

覆肆條、裏蘇芳打絹泥繪、在丸緒志部総、

纏繩端半帖肆枚弘參尺漆寸、

各面京□筵、裏上絹、中部薦・紙等、

東京錦茵肆枚弘參尺漆寸、

各面白織物、裏蘇芳打絹、縁東京錦、中部綿・紙・筵等、

壁代拾陸帖各紅花、末濃、在○鈎并○緋組肆丈、在泥□繪、

肆帖各肆幅、長各陸尺伍寸、

肆帖各伍幅、長同、

捌帖各陸幅、長同、

同軸拾陸支薄蒔〔貼紙〕

同軸拾支黑塗○平文、在金銅木尻、

捌支長各陸尺漆寸、徑各陸分、

捌支長各伍尺、徑同、

御簾肆枚弘各伍尺漆寸伍分、高各伍尺陸寸參分、

紺地倭錦縁帽額、

在金銅金物等、  
鈎丸緒総志部、

若宮御分

御衣□笠沓流方參尺、在懸緒緋組肆筋、長沓丈肆尺、ヲ上ケベシ○コノ行、行頭

面紫小葵文織物、居玉筒式拾肆果、裏蘇芳打絹

泥繪、骨黑塗平文、金銅金物、四角蕨形、同筋伏輪・

檐伏輪、赤地帽額、裏蘇芳打絹、葱花、柏形鉤、四角玉、上

卷瑠璃露等、

胡床子沓脚長式尺、高各尺漆寸、

〔第六紙〕

黑塗平文、金銅木尻、以緋組貫之、赤地錦覆壹帖、

裏蘇芳打絹泥絵、在丸緒総志部、

縹欄端半帖壹枚 方參尺漆寸、

面京筵、裏上絹、中部薦・紙等、

東京錦茵壹枚 方參尺伍寸、

面白織物、裏蘇芳打絹、縁東京錦、中部綿・紙・筵等、

壁代肆枚 各紅花末濃、在泥絵、○鈎并緋組壹丈、

壹帖 肆幅、長陸尺伍寸、

壹帖 伍幅、長同、

貳帖 各陸幅、長同、

同軸肆支 黑塗平文、在金銅木尻、

貳支 長各陸尺漆寸、徑陸分、

貳支 長各伍尺、徑各同、

御簾壹枚 弘伍尺捌寸貳分、高伍尺玖寸貳分、

赤地唐錦縁帽額、金銅金物、栗形、丸緒総志部、

一、殿々師子狛犬 加修理可被採色之、

〔一、正遷宮雜事等事〕 ○至德注進狀ニヨリ補フ、

御衣笠懸金銅栗形伍 加若宮御方壹定、

金銅御鎮鎚伍具 在縁緒緋組、加若宮御方壹具定、

御壁代懸金銅ツホ 在座、陸拾、每殿拾貳充、加若宮御方拾貳定、

御供机伍脚 加若宮御方壹脚定、

燈爐玖基 加若宮御方式基定、在栗形、鐵蓋・同著各壹前、

同綱玖筋 内 蘇芳絹、中部細布捌筋、長各式丈、鐵鈹壹筋、加若宮御方式筋定、

同張絹式丈捌寸 加若宮御方式基分定、

散米式折敷 白米各參升、加若宮御方壹折敷定、

〔第七紙〕

桶伍口 口各壹尺參寸、奉入六面渡鏡料、加若宮御方壹口定、

大幕肆丈白布玖拾端 在幕柱百玖拾肆本、并幕柱百參拾本定、加若宮御方伍拾捌端、

肆寸釘拾連

雲形肆丈紺布拾陸端 加若宮御方定、竹式拾肆本、加若宮御方定、

社司拾式人淨衣陸丈上絹拾式疋 加若宮御方定、

神殿守拾陸人襷陸陸丈細布拾陸端 加若宮御方入定、

荒薦拾伍枚 長各壹丈、殿内御裝束時料、加若宮御方參枚定、

筵道薦百枚 長各壹丈、加若宮御方陸拾陸枚定、

足高參脚 寸法同前、加若宮御方壹脚定、

伍寸釘式連 加若宮御方定、

為奉營新殿木賊百連 加若宮御方式拾連定、在手袋・足袋料、白布陸丈、參切、内加同御方參丈陸尺定、

覆面厚紙壹帖 加若宮御方定、

酒看壹具

一、可○新造小社事

内院漆社 正遷宮以前可被新造、

中院捌所内 於風宮社者、鳥居籬離在之、

外院參所

率河神殿參所 鳥居籬離、經所壹字、東面鳥居壹基、釘貫、北西南參方築地、

一、若宮小社事

内院貳所 同正遷宮以前、

中院陸所

已上可為新造、

一、御後備殿 正遷宮以前同可被加修理、

一、樓門并參ヶ廊・登廊加修理可被葺改之、於雜具并

金物者同可為修理、至鋪設者新調也、

〔第八紙〕

小文高麗肆帖、紫縁式拾捌帖内若宮御方陸帖、加小文壹帖定

(第九紙)

東廊

前机壹脚在金屬

磬壹在臺、金屬

如意壹

經机拾參脚在金屬

闕伽具壹前

油瓶子壹口在鐵臺

札盤壹脚在半帖、金屬

連子障子肆間

突立障子壹基在金屬

中廊

前机式脚在金屬

磬壹在臺、金屬

香爐花連式莖

闕伽具壹前

香櫃式合

札盤式脚在半帖、金屬

桶壹口

連子障子肆間

突立障子壹基在金屬

西廊

前机式脚在金屬

磬在臺、金屬

香爐壹在箱

經机捌脚

花机壹脚在金屬

燈臺玖本在金屬

香爐花壹莖

御經箱式合在銅栗形

香箱壹合

硯箱壹合

明障子伍間、内物見參間

布障子式間

円座壹枚

花机壹脚在金屬

燈臺式本在金屬

經机拾捌脚在金屬

香唐櫃參合

硯箱壹合

高座式脚在半帖、金屬

明障子陸間、内物見肆間

布障子式間

円座壹枚

花机式脚在金屬

燈臺肆本在金屬

香爐花壹莖

如意壹

闕伽具壹前

硯箱壹合

高座式脚在半帖、金屬

闕伽棚・手水棚新造之、

若宮經所具足

花机壹脚在金屬

磬壹在臺、金屬

如意壹

短尺箱壹合

花立式

札盤壹脚在半帖

香箱壹合

突立障子壹基在金屬

釣棚式枚（折）

一、三ヶ廊修理之時、為經論置、直会殿北間、東西二間拵之、南面口（在之、第十一紙）

一、内院雜具等事

燈爐辛櫃式合朱塗、長各式尺漆寸式分、弘壹尺陸寸、高壹尺參寸、足陸

闕伽辛櫃壹合長壹尺伍寸壹分、弘壹尺壹寸捌分、高壹尺參寸、在懸子、足陸、白木辛櫃肆合、下殿置之、

硯箱式合

御祭時棚式脚内

壹脚 高式尺參寸

壹脚 高參尺

階壹基長壹丈式尺、

塵取式合高各伍寸、

庭綱式筋長各伍丈、

油瓶子式口在鐵臺

明障子伍間、内物見參間

連子障子伍間

前机壹脚在金屬

燈臺參基内光燈臺壹基、在金屬

香爐壹

經机九脚在金屬

闕伽具壹前

円座壹枚

油瓶子壹口半間

明障子肆間（箱脱）、内物見式間

硯壹合

方壹尺陸寸

方式尺

子陸

方式尺

口壹寸伍分

一、若宮内院雜具事

燈爐辛櫃壹合朱塗、長式尺伍寸漆分、弘壹尺陸寸伍分、高壹尺式寸伍分、足陸、

闕伽辛櫃壹合黑塗、方九寸、高伍寸壹分、足肆、

硯箱壹合

白木辛櫃壹合

櫃壹合長參尺、弘壹尺捌寸、高壹尺、

塵取壹合高伍寸、方式尺、

一、御供所具足等事

八足伍脚在打敷伍枚、入箱壹合、加若宮御方壹脚定、

朱盤參拾陸枚內大伍枚、中式拾漆枚、加散米料式枚定、小壹枚定、

日並散米料衝重肆脚加若宮御方大壹枚、中陸枚、

御高坏肆拾本加若宮御方捌本定、

小神盤伍拾枚加若宮御方拾枚定、

御酒瓶子式口在桶、加若宮御方壹口定、

御蓋參拾內大伍、加若宮御方陸定、

同張絹壹疋式丈在骨竹陸本、口各參寸、

御鍬式枝加若宮御方壹枝定、

御幣串拾本句・日並兩分、加若宮御方式本定、

神殿守拾式人句襷襪式丈細美布拾式端入箱壹合、

垂布捌間

俎板式

鍋漆口大・小、

金輪肆

桶參拾壹口

盃板式枚

辛櫃式合

硯箱

火打壹

(四行程空行)

一、正遷宮以後可有御沙汰中社等事

水屋社壹宇

同鳥居壹基 肆面籬籬 尻懸壹支

一、事始在之、但如先例者以四五木壹支、

榎本・紀伊社・祓戸等同日被通用之、酒肴同、

一、假殿事

參間板屋壹宇在此并棟、三尺八寸間定、

在板敷參方・御床下以樽板拵之、

御棚參脚白木管足、

御戸切懸

腰長押破風開板打之、

足高壹足

一、下遷宮雜事等事

御幣壹帖在串參本、

散米式折敷各白米參升、

御座薦參枚長各壹丈、

御壁代薦參枚長同シ、

筵道薦拾枚長同シ、

伊与簾參枚在形皮六、

軾肆丈白布壹端

役神殿守二人○襷襪陸丈細布式端

桶式口御鏡奉納之、

(第十二紙)

(第十三紙)

燈爐網布七尺

金槌壺

釘貫壺

伍寸釘壺連

突立障子式御中引代、

打板壺枚長壺丈貳尺、  
弘壺尺、

上棟祿物以下雜事等事

御幣參本壺本別伍色絹懸之、

打敷白布參端

襦襦布壺端

餅等事、如大社准拋、

祿物事

大工

馬壺疋

白布伍端

引頭

衣壺領

同料米伍斗

長參人

各布貳端

連拾人

各布壺端

酒肴代錢參貫文、弘安二被下行之、

檜皮葺

大工

(第十四紙)

衣壺領

饗料米伍斗

引頭

白布貳端

連捌人

各布壺端

酒肴代錢一貫文、弘安二被下行之、

一、正遷宮雜事等事

縹緗半帖參帖長貳尺漆寸、  
厚貳寸貳分、 弘貳尺、

御簾參間長各參尺肆寸捌分、  
在懸緒陸筋、 額耳金、  
弘各參尺捌寸貳分、

中引御几張式帖長各伍尺、  
在懸緒肆筋、 筒拔式支長各肆尺伍寸伍分、  
口玖分、在木尻、鐵ッホ肆

燈爐壺基在綱、蘇芳、中部布、  
張綱入櫃壺合、 栗形、

散米式折敷各白米、  
參升、

御幣紙壺帖在串參本、

筵道薦拾枚長各壺丈、  
在赤糸

鐵鑲壺具在赤糸、  
壺筋

懸金式具

御棚參脚白木、

足高式脚

桶式口

役神殿守式人襷陸陸丈細布式端

軾肆丈白布壺端

神殿守酒肴壺具

一、榎本社

鳥居壺基 玉垣 尻懸壺支

事始在之、

(第十五紙)

(第十六紙)

假殿事

一間板屋一字 在棟六尺間定、

在板敷三方并御床下以樽板拵之、

御棚沓脚 管足  
白木、

御戸切懸

腰長押破風開板打之、

足高式脚

六七寸木一支、為參詣人尻懸御前置之、

下遷宮雜事等事

御幣紙一帖

散米沓折敷 白米  
參升、

御座薦沓枚 長沓丈、

御壁代薦參枚 長各同シ、

役神殿守式人襷禪六丈細布二端

軾四丈白布沓端

筵道薦參十參枚 長各同シ、

伊与簾式枚

御弊串式本 長<sup>(色)</sup>六尺、

客皮四筋

金槌沓

釘貫沓具

桶沓口 入御鏡料、

伍寸釘陸

假殿燈爐綱白布七尺五寸

上棟祿物以下雜事等事

御幣參本 五色絹懸之、

打敷布沓端

襷禪布沓端

軾布沓端

餅等事、如水屋社准扱、

祿物事

大工

白布參端

引頭

白布沓端

長沓人

各白布沓端

連參人

各白布沓端

檜皮葺

大工

白布沓端

引頭

白布沓端

連沓人

白布沓端

一、正遷宮雜〇等事

纒綱半帖沓帖

御簾沓間 在懸緒式筋、  
帽額耳金、

燈爐沓基 在鐵鈿綱一筋、  
栗形、張絹、

散米沓折敷 白米參升、

御弊紙沓帖

(第十七紙)

(第十八紙)

筵道薦參十參枚 長各壹丈、

懸金壹具

クル、木鎖壹具

役神殿守式人襷禪陸丈細布式端

軾四丈白布壹端

御幣串式本 長各陸尺、

鐵御釜壹 在緋組緒付之、

足高式脚 高各一尺七寸、長式尺漆寸、

桶壹口 入燈爐料、

神殿守酒肴壹具

一、紀伊社

鳥居壹基

事始在之、

假殿無之、

上棟祿物以下如榎本社、

勸請時

御簾式間 在懸緒肆筋、

燈爐壹基 在鐵鉢網壹筋、

御幣紙壹帖

散米壹折敷 白米參升、

役神殿守式人襷禪陸丈細布式端

軾四丈白布壹端

荒薦式枚 長各漆尺、

神殿守酒肴壹具

一、祓戸社

鳥居壹基 玉垣 尻懸壹支

事始在之、

假殿無之、

上棟祿物以下式如榎本社、

勸請時

御簾式間 在懸緒式筋、

燈爐壹基 在張絹、

御幣紙壹帖

散米壹折敷 白米參升、

御幣串式本

酒肴壹具

一、三十八所社壹宇

同鳥居壹基 尻懸壹支

肆面鑪籠

燈爐壹基 在網・栗形張絹等、 ○張絹八等ノ上二重ヲ書キ、

已上新造、

(第十九紙)

事始

八九寸壹支 在木枕式支、

酒肴事 木工方 酒式瓶子 肴式種

假殿 檜皮工方 酒壹瓶子 肴式種

壹間壹面板屋壹宇 在棟、

在板敷三方并御棚下以樽板拵之、

御棚壹脚 白木、

御戸切懸

(第二十紙)

腰長押破風開板打之、

打板沓枚長沓丈沓尺、弘沓尺、

下遷宮雜事等事

御幣紙沓帖

散米沓折敷白米參升、

縹綱半帖參帖

御壁代并御内料薦伍枚長各〔沓カ〕丈、

筵道薦拾枚長同シ、〔沓カ〕

伊簾式枚在形皮肆、

役人式人襷禪陸丈細布式端

軾肆丈白布沓端

桶式口御鏡等奉納之、

燈爐綱布漆尺

金槌沓

釘貫沓具

伍寸釘沓連

御○串參本幣

足高沓脚高參尺、

一、上棟祿物以下式同水屋社、

一、正遷宮雜事等事

縹綱半帖參帖

御簾參間在懸緒陸筋、帽額耳金、

御壁代參帖在懸緒陸筋、筒拔參支、在木尻、

燈爐沓基在綱、栗形、張絹、入櫃沓合、

散米沓折敷白米參升、

御幣紙沓帖在串參本、

(第二十一紙)

筵道薦拾枚長各沓丈、

鐵鑲參具在鑲緒緋組、沓筋、

御棚沓脚白木、

足高沓脚高參尺、

役人式人襷禪陸丈細布式端

軾肆丈○白布沓端

神殿守酒肴沓具役人敷

同社經所沓宇、加修理可被葺改之、

同雜具等事

花机沓脚

闕伽具等

釣棚沓枚ヅリ

一、舍屋事

宝藏

幣殿

南門式階樓

檢非違使屋

御供所門々并屏等

神祇官屋

官行事所

一切經藏但為檢校所、御沙汰

水屋經所

紀伊社經所

已上可為修理、

一、着倒殿

外院釘貫拾伍間、

(第二十二紙)

神宮寺

直会殿

竈殿

御油倉宿直屋

造酒殿

大膳職

御八講倉式宇

安居房在雜倉等、

若宮經所

車宿

藤鳥居沓基并築地在覆、

二鳥居沓基左右釘貫、

(第二十三紙)

五位橋・六位橋・六道橋、已上三ヶ所 一鳥居壺基

已上可為新造、

一、至拜殿壺宇、加修理可被葺改之、

同雜具等事

畳廿帖内紫緑拾陸帖、  
黄緑肆帖、

寄障子伍間内壺間者半障子、  
緑紫村濃、

鈴參カウ在鈴懸參、

燈械式在鐵蓋・箸、

鋌伍枝

鼓參

卜拍子參懸

燈爐壺基在綱・蓋・箸等、

俎板壺枚厚  
原四寸、

刀式

酒桶式口在足、參升納、  
杓壺枝、

手水桶壺口在手拭、

持桶式口

伊予簾捌間在懸緒・形皮、

明障子陸間

御神楽用途拾貫文

酒肴壺具

一、手水屋壺宇、加修理可被葺改之、

同雜具等事

釜式口石納、  
カマ、

鍋式口斗納、  
カ、

金輪式大、

(第二十四紙)

柏壺ウス

杵式キヌ

箕壺

足桶式

持桶式在杓式枝、

御料横壺

布端疊拾肆帖縁カ

伊予簾漆間在懸緒・形皮、

土戸垂布壺間紺布五幅、

階壺基高壺丈式尺、  
子漆、

右、就造替条々注進之、数篇事繁、漏脱事定

候歟、重勘出候者、追可令注進之状如件、

永仁六年三月 日 執行正預延秀中臣  
天中臣 神 主 経茂

(第二十六紙)

【付記】共同利用・共同研究拠点の特定研究課題「春日大社所蔵「大東文書」

の調査・撮影」による成果の一部であり、JSPS 25249083 基盤研究(A)「被災・破損を起因とする建設の技術革新と建築様式に関する歴史的研究」(研究代表者・東京大学大学院工学系研究科・藤井恵介)による成果を含む。現在、春日大社では式年遷宮の仮殿遷座中であり、本年秋季に正遷宮が執り行なわれる予定という。ささやかながら祈念の奉謝とする。

(第二十五紙)